

令和7年度

滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会

事業計画・予算書

共同募金運動について

1. 趣 旨

戦後まもない昭和22年に、国民による第1回の共同募金運動が発足しました。その後、めまぐるしい社会情勢の変化を受け止めながらも今日まで成長し、赤い羽根共同募金として全国に浸透してまいりました。現在は、社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業として運動を展開しています。

運動発足の目的は「だれもが人間として尊重され生きる喜びに満ちあふれた生活をするために、人びとが心のふれあいを深め、おたがいに協力して明るく住みよい社会を築こう」という連帯感や相互扶助の精神でありました。しかし、これらが薄れつつある今日、社会福祉に対するニーズは多種多様にわたってきております。このようなことから、公的責任での社会保障や社会福祉の制度向上とあわせて、民間の発意とたすけあいによる自主的な福祉活動がより強く望まれるようになってまいりました。

共同募金は、民間社会福祉事業に必要な資金を、寄付者自らの福祉を高めるための拠出運動であるという認識のもとに、深いご理解とご協力を得ながらこの運動を展開し、社会福祉の拡充強化をはかり、地域の福祉を推進するものです。

2. 共同募金会の組織

共同募金会は、国・都道府県・市町村の順に、中央共同募金会・都道府県共同募金会・市町村共同募金委員会と組織されています。

守山市においては、滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会の事務局を守山市社会福祉協議会におき、社協役員、自治会、民生委員・児童委員、その他関係機関職員および団体でこれを組織しています。

3. 募金目標額について

滋賀県共同募金会では、県内の受配者の要望を取りまとめ総合的視野をもった配分委員会等を経て、年度毎の配分計画がたてられます。そして、この計画に基づき市町共同募金委員会に対する広域配分分担金額が設定されます。

また、市町共同募金委員会においても、当該地域で必要とされる事業等に対する配分計画をたて、広域配分分担金を含めた一般募金、歳末たすけあい募金ならびにテーマ型募金のそれぞれに目標額を設定することになります。

つまり募金目標額とは、都道府県ごと、市町村ごとにその地域における民間社会福祉事業に必要と認められる募金の総額であり、それぞれの配分計画がその根拠となっています。

令和7年度 滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会事業計画

I 基本方針

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金」として開始以来それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進に取り組んできました。

この長い歴史の中でも社会環境は大きく変化しており、近年では人口減少や少子高齢化が進展し、社会的孤立や経済的困窮、つながりの希薄化などさまざまな課題が生じています。

中央共同募金会では、こうした課題を解決し、「支え合い、つながり続ける地域・社会」をめざして、「赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」を展開しています。守山市においては、令和5年度および6年度に守山市社会福祉協議会がこの助成を受け、食糧無料配付および困りごと相談会を実施しました。

また、令和6年1月に能登半島地震災害が、同年9月には能登半島豪雨災害が発生し、尊い命が失われ、ライフラインや住居等にも甚大な被害をもたらしました。共同募金会として、災害義援金および災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラ・サポ）の受付を行うとともに、中央共同募金などの関係団体が災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）を通じて被災者、災害ボランティア活動、また災害ボランティアセンターを支援しています。

このような状況を踏まえて、令和7年度、守山市共同募金委員会は、全国共通テーマ「つながりを絶やさな社会づくり～あなたは一人じゃない」のもと、日常の地域福祉活動を支援するとともに、滋賀県共同募金会をはじめ、関係団体と連携して、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業などにも取り組みながら、住民の理解と共感が得られる共同募金運動の推進に努めます。

II 重点事項

- (1) 共同募金（一般募金、歳末たすけあい募金・子どもの育ち応援募金）の周知・啓発の強化
広報紙「ゆくえとけいかく」については、自治会全戸配付により、自治会長をはじめ住民、事業所や関係機関の皆さまに理解いただけるよう努めます。
また、ホームページやSNSを活用し、詳細な情報をタイムリーに発信していきます。
- (2) 募金増強に向けた取り組み
近年、募金額は減少傾向にあることから、増強に向けて滋賀県共同募金会と連携し、「ネットde 推し活プロジェクト」など方策を検討・実施します。
令和6年10月から、PayPay（ペイペイ）による募金が可能となったことから、これを活用して募金増強に取り組めます。
また、皆さまにより一層協力いただけるよう、募金グッズの計画的な作成に努めます。

III 個別事業計画

1 委員会の運営

- ・運営委員会（審査委員会）の開催（予算・決算・助成審査ほか）

2 共同募金運動の実施

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 共同募金目標額の設定 | 13,350千円 |
| 一般募金 | 9,700千円 |
| 歳末たすけあい募金 | 3,150千円 |
| テーマ型募金(子どもの育ち応援) | 500千円 |

- (2) 運動期間 10月1日から3月31日まで
10月、11月は主として一般募金、12月は歳末たすけあい募金、1～3月はテーマ型募金として実施
- (3) 戸別募金の推進
 - ・5月および9月に自治会長会で協力依頼
- (4) 街頭募金の実施および他団体への協力呼びかけ
 - ・令和7年10月1日(水) 共同募金運営委員および市社協役員等による啓発
 - ・各団体主催による募金活動協力の推進
- (5) 法人・学校・職域募金の推進
 - ・訪問による協力呼びかけ
- (6) イベントや店頭等募金箱設置場所の拡大
 - ・訪問による設置促進
- (7) 新たな募金手法による募金活動の推進
 - ・赤い羽根自販機の啓発
 - ・募金グッズによる募金啓発
- (8) テーマ型募金の推進
 - ・自治会、企業への呼びかけ、募金箱の設置推進
- (9) 災害義援金の受付
 - ・義援金募集要綱に基づき実施

3 広報・啓発活動の実施

- (1) 運動資材(赤い羽根・ティッシュ・オリジナルグッズ)による啓発
 - ・オリジナルグッズによる募金の協力呼びかけ
 - ・赤い羽根、オリジナルティッシュ配付による啓発
- (2) 情報の発信の工夫
 - ・市社協広報誌、ホームページ、SNSを活用し情報を発信
 - ・学区社会福祉協議会広報紙に共同募金の啓発記事の掲載を推進
 - ・イベント等開催時に主催団体に共同募金コーナーの設置協力要請

4 助成の実施

社会福祉法第112条に規定するところにより、守山市において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する団体等に助成を行います。

- (1) 一般募金(市社会福祉協議会への助成を通じて実施する事業)

事業名	令和7年度	備考
①社会福祉協議会へ助成	8,825,000	
・社協ほっとのホット福祉大賞	683,000	川柳および写真コンクール
・ホームページ、SNSの維持管理	158,000	ホームページの運営、SNSの活用
・学区社協活動支援事業	700,000	小地域福祉活動推進事業助成(自治会数×1万円)
・第5次地域福祉活動計画策定	801,000	委員会実施、計画の策定
・学区課題解決事業	350,000	1学区50,000円を限度
・市内事業所連携協働事業	170,000	連携・交流
・こども食堂交流研修事業	35,000	実施団体の情報交換・交流
・社協だより配付に伴う学区交付金交付	944,000	学区社協への交付金
・地域共生大会開催	591,000	表彰・展示・出店など
・多様な世代の居場所づくり事業	1,226,000	居場所づくり支援
・ボランティアセンター登録グループ助成	637,000	ボランティアグループへの助成
・シニアいきいき活動応援事業	30,000	シニアボランティア活動応援
・災害ボランティアセンター体制整備事業	249,000	災ボラカフェ、ネットワーク構築
・生活支援ボランティア活動推進事業	201,000	養成講座の開催、ボランティア派遣

・福祉活動推進校指定事業	800,000	福祉活動推進校、子ども福祉委員
・自治会子育てサロン助成事業	1,100,000	月2,500円×実施月数を助成
・はじめの一步講座	150,000	ボランティア入門講座の実施
②共同募金委員会が実施	455,000	
・学区社協募金啓発事業	70,000	学区社協へ1万円を助成
・飛び出しもりびー作成	385,000	自治会等に配分
合 計 (①+②)	9,280,000	

(2) 歳末たすけあい募金

事業名	令和7年度	備 考
①市社会福祉協議会への助成事業	1,980,000	
・ふとん丸洗いサービス実施	228,000	要介護3以上の高齢者を対象に実施
・ひとり暮らし高齢者への年賀状贈呈	202,000	赤十字奉仕団とJRC委員会との協働
・学区社協歳末たすけあい事業	350,000	1学区50,000円を限度に助成
・生活困窮者支援事業	1,000,000	歳末激励金の贈呈
・多様な世代の居場所づくり事業	200,000	居場所づくりへの支援
②市共同募金委員会が実施する事業	990,000	
・福祉団体活動助成	580,000	福祉団体等に助成金交付
・飛び出しもりびー作成	330,000	自治会等に配付
・歳末グッズ作成	80,000	募金啓発グッズの作成
合 計 (①+②)	2,970,000	

(3) テーマ型募金

事業名	令和7年度	備 考
市社会福祉協議会への助成事業	500,000	
・子育て応援フォーラムの開催	300,000	子育て応援フォーラムの実施
・子ども福祉委員活動	200,000	委嘱、体験交流活動などの経費
合 計	500,000	

拠点／サ区別 資金収支当初予算書

令和7年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会

1 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
共同募金収入	13,350	13,350	0	
一般募金収入	10,200	10,200	0	
法人募金以外の収入	9,700	9,700	0	
法人募金の収入	500	500	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,150	3,150	0	
法人募金以外の収入	3,130	3,130	0	
法人募金の収入	20	20	0	
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	13,351	13,351	0	
< 支出 >				
事業費支出	900	850	50	
広報費支出	900	850	50	
運動資材費支出	900	850	50	
事務費支出	375	341	34	
旅費交通費支出	101	101	0	
事務消耗品費支出	10	10	0	
印刷製本費支出	10	10	0	
通信運搬費支出	155	121	34	
会議費支出	4	4	0	
手数料支出	35	35	0	
渉外費支出	60	60	0	
共同募金配分金支出	12,750	11,761	989	
一般募金配分金支出	9,780	8,791	989	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
事業活動支出計(2)	14,025	12,952	1,073	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△674	399	△1,073	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
サービス区分間繰入金収入	180	180	0	
寄付金区分間繰入金収入	180	180	0	
法人内部間取引収入	6,363	7,204	△841	
本会からの収入	6,363	7,204	△841	
その他の活動収入計(7)	6,543	7,384	△841	
< 支出 >				
サービス区分間繰入金支出	180	180	0	
本部区分間繰入金支出	180	180	0	
法人内部間取引支出	10,200	10,200	0	
本会への支出	10,200	10,200	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和7年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会

2 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
一般募金支出	10,200	10,200	0	
その他の活動支出計(8)	10,380	10,380	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△3,837	△2,996	△841	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△4,511	△2,597	△1,914	
前期末支払資金残高(12)	4,511	2,597	1,914	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和7年4月

法人：
事業：社会福祉事業
拠点：社会福祉事業
サ区：守山市共同募金委員会
本部（守山市）

1 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	1	1	0	
< 支出 >				
事業費支出	900	850	50	
広報費支出	900	850	50	
運動資材費支出	900	850	50	
事務費支出	375	341	34	
旅費交通費支出	101	101	0	
事務消耗品費支出	10	10	0	
印刷製本費支出	10	10	0	
通信運搬費支出	155	121	34	
会議費支出	4	4	0	
手数料支出	35	35	0	
渉外費支出	60	60	0	
事業活動支出計(2)	1,275	1,191	84	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,274	△1,190	△84	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
サービス区分間繰入金収入	180	180	0	
寄付金区分間繰入金収入	180	180	0	
法人内部間取引収入	950	950	0	
本会からの収入	950	950	0	
その他の活動収入計(7)	1,130	1,130	0	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,130	1,130	0	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△144	△60	△84	
前期末支払資金残高(12)	144	60	84	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和7年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会
 寄付金（守山市）

2 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
共同募金収入	13,350	13,350	0	
一般募金収入	10,200	10,200	0	
法人募金以外の収入	9,700	9,700	0	
法人募金の収入	500	500	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,150	3,150	0	
法人募金以外の収入	3,130	3,130	0	
法人募金の収入	20	20	0	
事業活動収入計(1)	13,350	13,350	0	
< 支出 >				
共同募金配分金支出	12,750	11,761	989	
一般募金配分金支出	9,780	8,791	989	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
事業活動支出計(2)	12,750	11,761	989	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	600	1,589	△989	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
法人内部間取引収入	5,413	6,254	△841	
本会からの収入	5,413	6,254	△841	
その他の活動収入計(7)	5,413	6,254	△841	
< 支出 >				
サービス区分間繰入金支出	180	180	0	
本部分間繰入金支出	180	180	0	
法人内部間取引支出	10,200	10,200	0	
本会への支出	10,200	10,200	0	
一般募金支出	10,200	10,200	0	
その他の活動支出計(8)	10,380	10,380	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,967	△4,126	△841	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△4,367	△2,537	△1,830	
前期末支払資金残高(12)	4,367	2,537	1,830	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

○ 滋賀県共同募金会災害見舞金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県共同募金会緊急対策資金管理運用規程第3条の規定に基づき、風雪水害、火災および地震等により被害を受けたもの（災害救助法が適用される災害を除く。）に対する見舞金の交付について必要なことを定める。

(見舞金の額および交付基準)

第2条 見舞金の額および交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 住家（世帯員が住家（離れを含む）として使用しているものに限り、店舗、倉庫および納屋は除く。）の焼失、流失または倒壊の場合は、1世帯に20,000円。
- (2) 前号の焼失、流失および倒壊は、その被害面積が延べ床面積の3割程度以上（共同募金委員会長が同程度と認めた場合を含む）のものとする。
- (3) 第1号に定める住家が床上浸水した場合（相当部分の補修が必要と共同募金委員会長が認めたもの）は、1世帯に20,000円。
- (4) 被害を受けた住家に複数の世帯が入居している場合は、見舞金の交付先は、1世帯限りとする。ただし、共同住宅の場合はこの限りでない。

(見舞金の交付方法)

第3条 共同募金委員会長は、管内において第1条に定める災害が発生し被害の程度が前条の基準に該当する場合は、本会会長名の見舞金を速やかに被害者に交付するものとする。

なお、見舞金の交付に関し疑義がある場合は、本会に確認のうえ交付するものとする。

- 2 共同募金委員会長は、前号の見舞金を交付した後、災害見舞金交付申請書（別紙様式）に証拠書類（新聞記事の写または消防署の発行する証明書）を添付して本会会長に提出するものとする。
- 3 本会会長は、前号の災害見舞金交付申請書を受理したときは、速やかに共同募金委員会長の指定する口座に振込送金するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従来の災害見舞金交付要綱は、これを廃止する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

